【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成26年２月12日
【四半期会計期間】	第40期第３四半期（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）
【会社名】	はるやま商事株式会社
【英訳名】	Haruyama Trading Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員　　治山　正史
【本店の所在の場所】	岡山市北区表町１丁目２番３号
【電話番号】	０８６(２２６)７１０１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　　岡部　勝之
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区表町１丁目２番３号
【電話番号】	０８６(２２６)７１０１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　　岡部　勝之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第３四半期 連結累計期間	第40期 第３四半期 連結累計期間	第39期
会計期間	自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日	自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日	自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日
売上高（千円）	36,009,401	35,750,813	52,371,068
経常利益（千円）	743,662	893,028	3,126,713
四半期（当期）純利益（千円）	212,287	253,152	1,850,655
四半期包括利益又は包括利益（千円）	222,480	253,339	1,958,619
純資産額（千円）	31,516,974	33,277,057	33,255,009
総資産額（千円）	54,997,441	57,978,777	57,372,417
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	13.09	15.63	114.21
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	―	15.55	114.16
自己資本比率（%）	57.3	57.4	57.9

回次	第39期 第３四半期 連結会計期間	第40期 第３四半期 連結会計期間
会計期間	自　平成24年10月１日 至　平成24年12月31日	自　平成25年10月１日 至　平成25年12月31日
１株当たり四半期純利益金額（円）	27.12	30.81

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含んでおりません。
３．第39期第３四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第３四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第３四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第３四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第３四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策の効果から、円安が進行し株価が上昇する中で、一部では景況感が改善する等、緩やかな景気回復が見られてまいりました。

特に衣料品小売業界におきましては、個人消費に僅かながら回復の兆しが見えてきたものの、本格的な消費マインド回復までには至っておらず、厳しい環境下で推移しました。

このような環境の下、当社グループは「軽量ツーパンツスーツ」や「超軽量サマージャケット」、「ｉシャツ」などに加え、レディス商品においても「アクティブパンプス」や「ウォッシャブルパンプス」などの機能性商品を提供してまいりました。加えて、「ヱヴァンゲリヲン」に続き「ジョジョの奇妙な冒険」とのコラボ商品を発売するなど、新しい取組みもおこなってまいりました。

店舗施策では、既存店の競争力強化のために店舗の移転・建替・改装を積極的に実施するとともに、大きいサイズの店フォーエルを中心に新規出店いたしました。また、従来の「Perfect Suit FActory（パーフェクト スーツ ファクトリー）」より幅広い年齢層をターゲットとする「Perfect Suit JOY（パーフェクト スーツ ジョイ）イオンモール船橋店」を出店いたしました。さらに、ワイシャツ・ブラウスをメインとした新しいコンセプトショップ「PERFECT SHIRT BROOKLYN（パーフェクト　シャツ　ブルックリン）シャポー船橋店」と「HAL SUIT EXPRESS（ハル　スーツ　エクスプレス）JR新大阪駅店」を出店するなど、新業態の出店も積極的におこなってまいりました。一方で、不採算店舗の閉鎖を実施しました結果、当第３四半期連結会計期間末の総店舗数は389店舗となりました。

なお当社グループは衣料品販売事業以外に、100円ショップ事業、広告代理業等を営んでおりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

これらの結果、当第３四半期連結累計期間におきましては、売上高357億５千万円（前年同四半期比0.7%減）と微減いたしましたが、売上総利益率は58.9%（前年同四半期は57.7%）と1.2ポイント増加したことにより、営業利益８億３百万円（前年同四半期比53.9%増）、経常利益８億９千３百万円（前年同四半期比20.1%増）、四半期純利益２億５千３百万円（前年同四半期比19.3%増）と大幅増益の結果となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第３四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えます。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者として最適であるか否かは、最終的には当社株主の総体意思に基づき判断されるべきものであると考えます。

しかしながら、株式等の大量買付や買収提案の中には、株主の皆様に買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供することのないもの、その目的等からみて対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主の皆様に株式等の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような大量買付や買収提案を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、地域に密着し、紳士服等のファッション衣料品の販売を通じてライフスタイルを提案する専門店チェーンとして、「より良いものをより安く」の創業理念のもと、「お客様第一主義」を経営理念とし、お客様に最高のご満足を感じていただくため、高品質・高機能商品の企画、開発、販売に努めてまいりました。また、お客様のご意見、ご要望を最優先に考え、適時に顧客サービスに反映させる経営の実践にも努めてまいりました。さらに、季節、歳時記、商品特性などに対応した売り場等の演出や、多様化するニーズに対応した商品の提供などを通じた既存店の活性化に努め、引き続きお客様にご満足いただける当社独自の魅力を創造してまいります。また、当社は、

ローコスト経営の実現、財務体質の改善・強化、スピーディかつ柔軟な組織への変革といった経営課題に果敢に挑戦するとともに、人や環境に優しい地域社会づくりに貢献するため、クールビズやウォームビズに対応した商品の開発、提供に積極的に取り組み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に努めております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の企業価値の最大化と健全性の確保を実現させるために企業活動を規律する仕組みであって、経営上もっとも重要な課題のひとつと位置づけております。当社は、執行役員制度を採用しており、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による取締役会の活性化を図るとともに、取締役と執行役員の役割、責任を明確化し、経営の透明性を高めるよう努めております。また、社会の構成員としての企業人に求められる価値観・倫理観を社内で共有し、企業の創造的な発展と公正な経営を実現するため、コンプライアンス・リスク委員会において、社内へのコンプライアンスの浸透、経営上のリスク事案の評価等を行い、適宜取締役会へ報告しております。加えて当社は、監査役制度を採用しており、現行の3名の監査役のうち2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は、経営監視機能をより適正かつ効率的に行えるよう、必要に応じて、顧問弁護士・公認会計士や内部監査室・コンプライアンス部との意見交換を行うほか、取締役会ではそれぞれの事案の適法性・妥当性について客観的な意見を積極的に述べるなど、経営の透明性・公正さに対する監視を行っております。

このように経営の効率化、健全化をより積極的に進める一方、経営の公正さを高め、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して努めることにより、企業価値の最大化を図ってまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるための取組みとして平成25年6月開催の当社定時株主総会において、株主の皆様から「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）のご承認を賜り、継続いたしております。

本プランは当社株式等の20%以上を買収しようとする者が現れた場合に、買収者に事前に情報提供を求める等、本プランの目的を実現するための必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランの発動又は不発動が決議された場合に、当該決議以降に限り、当社株式等の大量買付等を行うことができるものとしております。

買収者が本プランに定めた手続きに従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等で、本プランに定める発動の要件を満たす場合には、当社は、買収者等（買収者及び一定の関係者）による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期限は当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

④本プランが、株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

本プランは、①買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、②企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に導入しているものであること、③株主意思を重視するものであること、④独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤合理的な客観的要件が設定されていること、⑥デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと、の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.haruyama.co.jp/）に掲載しております。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	55,000,000
計	55,000,000

②【発行済株式】

種類	第３四半期会計期間末現在発行数（株）（平成25年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成26年２月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,485,078	16,485,078	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	16,485,078	16,485,078	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年10月１日～平成25年12月31日	―	16,485	―	3,991,368	―	3,862,125

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第３四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　296,800	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　16,178,500	161,785	―
単元未満株式	普通株式　9,778	―	―
発行済株式総数	16,485,078	―	―
総株主の議決権	―	161,785	―

（注）「完全議決権株式（その他）」には、証券保管振替機構名義の株式が100株（議決権の数１個）含まれております。

②【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(％)
はるやま商事株式会社	岡山市北区表町１－２－３	296,800	―	296,800	1.80
計	―	296,800	―	296,800	1.80

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期連結会計期間（平成25年10月１日から平成25年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、京都監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,659,069	6,312,257
受取手形及び売掛金	66,073	79,002
有価証券	6,001	―
商品	11,456,193	13,238,760
貯蔵品	55,850	52,780
その他	4,790,231	3,591,961
貸倒引当金	△2,165	△1,686
流動資産合計	24,031,255	23,273,076
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,106,225	6,857,730
土地	12,183,704	12,183,704
その他（純額）	1,858,754	2,293,145
有形固定資産合計	20,148,684	21,334,580
無形固定資産		
のれん	7,875	―
その他	702,720	603,560
無形固定資産合計	710,595	603,560
投資その他の資産		
差入保証金	6,782,457	6,687,668
その他	5,728,304	6,108,784
貸倒引当金	△28,880	△28,892
投資その他の資産合計	12,481,882	12,767,560
固定資産合計	33,341,162	34,705,701
資産合計	57,372,417	57,978,777
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,992,297	8,600,919
短期借入金	―	1,500,000
1年内返済予定の長期借入金	1,395,032	1,340,399
未払法人税等	942,892	10,587
ポイント引当金	688,645	664,105
賞与引当金	11,000	222,250
店舗閉鎖損失引当金	210,701	57,438
資産除去債務	45,517	21,628
その他	4,431,057	3,485,483
流動負債合計	14,717,144	15,902,811
固定負債		
長期借入金	4,789,536	3,777,265
退職給付引当金	1,891,099	1,985,800
店舗閉鎖損失引当金	72,800	174,337
資産除去債務	918,149	947,112
その他	1,728,678	1,914,391
固定負債合計	9,400,263	8,798,907

負債合計	**24,117,408**	**24,701,719**

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第３四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,991,368	3,991,368
資本剰余金	3,864,978	3,862,125
利益剰余金	25,567,905	25,546,680
自己株式	△325,024	△296,016
株主資本合計	33,099,226	33,104,157
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	137,379	114,240
繰延ヘッジ損益	2,493	―
為替換算調整勘定	―	40,893
その他の包括利益累計額合計	139,872	155,133
新株予約権	15,910	17,766
純資産合計	33,255,009	33,277,057
負債純資産合計	57,372,417	57,978,777

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
売上高	※ 36,009,401	※ 35,750,813
売上原価	15,220,291	14,680,428
売上総利益	20,789,110	21,070,384
販売費及び一般管理費	20,267,209	20,267,184
営業利益	521,900	803,200
営業外収益		
受取利息	24,505	24,270
受取配当金	10,910	12,782
受取地代家賃	226,183	260,605
その他	84,068	117,912
営業外収益合計	345,668	415,570
営業外費用		
支払利息	47,774	60,919
賃貸費用	73,461	104,851
持分法による投資損失	―	158,274
その他	2,671	1,697
営業外費用合計	123,906	325,742
経常利益	743,662	893,028
特別損失		
投資有価証券評価損	18,294	―
固定資産除売却損	170,907	107,017
減損損失	7,819	6,724
事業譲渡損	51,645	―
店舗閉鎖損失引当金繰入額	18,000	―
特別損失合計	266,666	113,741
税金等調整前四半期純利益	476,995	779,286
法人税、住民税及び事業税	143,047	205,775
法人税等調整額	121,661	320,357
法人税等合計	264,708	526,133
少数株主損益調整前四半期純利益	212,287	253,152
四半期純利益	212,287	253,152

【四半期連結包括利益計算書】
【第３四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第３四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日)	当第３四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	212,287	253,152
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,793	△23,139
繰延ヘッジ損益	4,399	△2,493
持分法適用会社に対する持分相当額	―	25,819
その他の包括利益合計	10,193	187
四半期包括利益	222,480	253,339
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	222,480	253,339
少数株主に係る四半期包括利益	―	―

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

持分法適用の範囲の重要な変更

第２四半期連結会計期間より、治山服装商貿（上海）有限公司は、重要性が増したため持分法適用の範囲に含めております。

（四半期連結貸借対照表関係）

建設協力金の譲渡に係る偶発債務

当社は、平成16年３月23日付で建設協力金返還債権を特別目的会社へ譲渡しました。

なお、譲渡した建設協力金が返済されない事態が生じた場合には、譲渡した建設協力金返還債権の未償還残高を限度として、当社に買戻し義務があります。

	前連結会計年度 （平成25年３月31日）	当第３四半期連結会計期間 （平成25年12月31日）
譲渡した建設協力金返還債権の未償還残高	161,189千円	27,080千円

（四半期連結損益計算書関係）

※　前第３四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年12月31日）及び当第３四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）

当社グループは事業の性質上、最終四半期連結会計期間（１月～３月）の売上高が他の四半期連結会計期間に比べて多くなる傾向にあります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）
減価償却費	1,102,302千円	1,346,414千円
のれんの償却額	17,718	7,875

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第３四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年６月28日 定時株主総会	普通株式	252,112	15.5	平成24年３月31日	平成24年６月29日	利益剰余金

Ⅱ　当第３四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年６月27日 定時株主総会	普通株式	250,871	15.5	平成25年３月31日	平成25年６月28日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第３四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年12月31日）及び当第３四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年12月31日）

当社グループにおける報告セグメントは衣料品販売事業のみであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年12月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年12月31日）
(1) １株当たり四半期純利益金額	13円09銭	15円63銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（千円）	212,287	253,152
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	212,287	253,152
普通株式の期中平均株式数（千株）	16,209	16,191
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	―	15円55銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	―	87,947
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）前第３四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年２月12日

はるやま商事株式会社

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鍵　圭一郎　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高　田　佳　和　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているはるやま商事株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（平成25年10月１日から平成25年12月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、はるやま商事株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。